令和８年（フ）第２８１号
山梨県甲斐市島上条94番地１　市営川辺町団地106号
債務者　小澤　　薫（旧姓五味）
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第７５号
愛知県北名古屋市中之郷諏訪108番地２（申立て時の住所）岐阜県大垣市林町８丁目69番地　グループホームあおぞら（前々住所）岐阜県大垣市赤坂新田３丁目38番地２
債務者　伊藤　恭子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１５号
岐阜県大垣市福田町78番地１　エスポワール２　107号、前住所岐阜県大垣市笠縫町８番地11　オホーツクマンション　501号
債務者　光安　哲也
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２０６号
三重県鈴鹿市平田本町二丁目11番17号　ボヌール105号室
債務者　吉田　まゆみ
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２１号
三重県津市白塚町3374番地　第一幸元ハイツ202
債務者　中村　　碧（旧姓河端）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２２９号
三重県鈴鹿市竹野二丁目19番15号　モアフレンド１Ｈ
債務者　駿河　敏和
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２３９号
三重県鈴鹿市磯山二丁目６番27号　ブルーデンス201、前住所三重県鈴鹿市東磯山二丁目９番20号　シーサイドハイツ１Ｃ
債務者　仲尾ジョージこと　ＮＡＫＡＯ　ＪＯＲＧＥ　ＭＩＧＵＥＬ
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４９号
三重県四日市市小杉町41番地１　ファミール小杉Ⅱ－101、前住所三重県四日市市まきの木台二丁目18番地　フォレストヒルズヤサカ101
債務者　中村　克己
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２５０号
三重県四日市市小杉町41番地１　ファミール小杉Ⅱ－101、前住所三重県四日市市まきの木台二丁目18番地　フォレストヒルズヤサカ101
債務者　中村　町子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９５号
大津市国分一丁目37番18号
債務者　小山　竜史
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０１号
滋賀県高島市今津町弘川77番地２　武末団地２－501号
債務者　三田村信也
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１１号
滋賀県湖南市下田2747番地（412号）
債務者　山脇真理絵
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３２号
滋賀県湖南市中央五丁目141番地（206号）、前住所北海道日高郡新ひだか町静内中野町３丁目45番地の10
債務者　泉谷　伸彦
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３７６号
大津市大江五丁目33番23号　201号、前住所大津市南郷二丁目46番９号
債務者　大徳　　徹
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９９号
滋賀県甲賀市甲南町葛木855番地
債務者　松岡昇弘こと　鄭　　昇弘（法定代理人補助人三枝哲哉）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９３３号
京都市山科区四ノ宮小金塚８番地の113
債務者　太田建材こと　太田　光勇
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係